

第7日

平成23年3月3日（木）

午前10時零分開議

○議長（柴田裕隆君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は22名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

日程に従い、2日に引き続き一般質問を行います。

それでは、最初に2番師岡愛美議員の質問を許可します。2番師岡愛美議員。

（2番師岡愛美君登壇）

○2番（師岡愛美君） おはようございます。2番議員の師岡でございます。昨年4月の補欠選挙でこの議場を、初めて議会の場を踏ませていただきました。11カ月目に入っております。4回目の一般質問ということになるわけでございます。

この期間、私はさまざまな方々からの御意見をちょうだいすることができました。この1つになった、合併した朝倉市に対するそれぞれの地域の皆様方からの思い。そして今、何をなすべきかということも、ごく少数ではあるかもしれませんが、私が出会った方々と、よくこのまちづくりについてのお話をさせていただく機会がございました。

最後の一般質問になるわけでございます。私は多くの課題がある中で、今回は3点について一般質問を準備をさせていただきます。これ以降は、質問席より質問を進めたいと思います。よろしく願いいたします。

（2番師岡愛美君降壇）

○議長（柴田裕隆君） 2番師岡愛美議員。

○2番（師岡愛美君） 質問の通告の順序に従って進めてまいりたいというふうに思っております。

さきの12月議会で、「朝倉市夢と緑を育む食料・農業・農村基本条例」が制定をされました。これは1月1日からの施行ということになっております。私は、この「朝倉」というところを考えてみまして、非常にこの条例が、これからの朝倉市の未来を切り開くすべてのことがこの中に包含されているのではないかとというふうに読み取らせていただいたところでございます。

多面的にこの条例の中身はなっています。そして、この朝倉市、非常に自然環境にも恵まれております。人情も豊かな地域だというふうに思っております。心を1つにしてこの条例を進めれば、この朝倉市の未来はきっと切り開ける、そういう熱い思いをもって、この条例の可決に賛成をしたところでございます。こういう思いの中から、改めて今回、この条例についての質問をさせていただきたいと思っております。

条例制定のポイントと申しますか、幾つかの項目に分かれているところでございますけれども、できるだけ簡潔に策定された行政側のほうからの御説明をいただきたいと思いま

す。

○議長（柴田裕隆君） 農業振興課長。

○農業振興課長（岩下 孝君） 担当課のほうから説明をいたしたいと思います。

今、議員が言われましたように、さきの12月議会におきまして議決をいただきました条例の制定のポイントということですが、その条例の中に、食料、農業、農村についての基本的な事項を定めた条例を制定したところであります。条例制定の目的というのは、農業振興を図っていくということでありますけれども、昨今は農業を取り巻く情勢は大変厳しいということで、農業施策に対する施策、振興策だけでは立ち行かない状況にあるということを確認しているところです。

このような中で、この条例の制定のポイントと。まずは、農業に対する基本理念や市が取り組む基本的施策を掲げています。農業が食料を供給し、農村を形成する役割、また農業、農村が持つ多面的機能などにより、市民の皆さんが恩恵を受けていると、農業が元気になれば農村が元気になって、それは地域社会の利益になるということであります。農業が市民に果たしている役割について、市民の理解を深め、地産地消などみんなで農業を育んでいくという姿勢が望まれております。

農業者や農業団体、自らが主体的な立場にあることを認識をしていただき、そういう認識をしていただきながら、それぞれの立場で農業を理解し、農業を貴重な財産として市民みんなで育み、農業をみんなで支えていく役割を担っているということが、条例制定のポイントであるということでございます。

○議長（柴田裕隆君） 2番師岡愛美議員。

○2番（師岡愛美君） ありがとうございます。

私は、この条例づくりに当たって、行政の方からではありませんけれども、退職される方もある中で、大変な思いを込めてこの条例策定に当たられたというお話も側面的な立場でお伺いすることができました。そういうことも含めまして、この条例をどのように生かしていくのかということが、極めて大事であるというふうに思っております。

森田市長も、どちらかといえばこの朝倉市内の山手のところで生活をされています。私は、水田地帯のところに住居を構えているわけですが、それぞれにまちづくりや農業、農村、食といったものを考える立場から、多面的にこの問題をとらえて進めることができるといふふうに思っています。

この条例の前文には、食料、環境、水源、農業、農村形成、伝統文化など多岐にわたる問題について触れられているわけです。また、現状抱えている課題解決に向けて、市民、農業者、農業団体、事業者、行政の協働に触れられておまして、朝倉市の農業と農村を市民の貴重な財産として育み、次代に引き継ぐとともにその進むべき道を明らかにするために条例を策定したというふうに、私はこの前文の表現も大変素晴らしいと思っております。

ところで、これを生かしていくために推進計画策定中との説明もありましたけれども、10条で触れられております推進体制の整備の具体的な考え方はどのようにとらえていらっしゃるでしょうかお尋ねいたします。

○議長（柴田裕隆君） 農業振興課長。

○農業振興課長（岩下 孝君） 今、御質問の条例を制定しまして、この後、市民や農業者等にどのように周知をしていくのかと、また今後のスケジュールはどうかという質問ということでとらえておりますが、条例は「朝倉市夢と緑を育む食料・農業・農村基本条例」ということで制定をしまして、周知につきましてはもう議員既に御存じと思いますが、広報紙2月15日号の1面で掲載をいたしております。市民の方々に広く理解をしてもらうために、農業者の責務、それから市民の役割、行政の責務など内容をわかりやすく整理をしまして、広報紙で周知をしてきたところであります。

また、この条例に基づきます食料・農業・農村基本計画の策定中ということで、一応3月末には策定を完了したいということで考えております。農業関係の職員等で構成します計画推進につきまして、計画をつくるための計画検討委員会を設置してきました。また、市長の諮問機関であります農林行政審議会というものを設置して、基本計画の内容等の審議につきましてはこれまでに6回の審議を行って、先月2月14日に第6回の審議会が終了しまして、基本計画の答申をいただいたところであります。

計画の答申をいただきましたので、市として最終調整を現段階で行っておるという状況にあります。この計画について、さる1月18日の計画の原案ということで議会の皆様にも御報告をしてきましたが、最終的には今定例議会の中で、この計画の最終答申されたものを報告をしていきたいというふうに考えております。

基本計画策定後の農業者等への周知でありますけれども、市報による周知、それから市のホームページへの掲載、それから現在、概要版を作成しておるところで、概要版を作成しましたら市役所の本庁、各支所の備えつけと配布をしていきたいと。それから、農業関係機関への配付、それから各種農業関係の会合等で配付をしていきたいというふうに考えております。

○議長（柴田裕隆君） 2番師岡愛美議員。

○2番（師岡愛美君） ありがとうございます。私も早速、市の「広報あさくら」に掲載されているのを確認をさせていただいております。

ただ、進めるに当たって大変すばらしい表現で、私も多くの都市計画の冊子でありますとか、いろいろなものに目を通してありますが、どれでもすばらしいことが記載されております。したがって、言葉だけに終わらないような取り組み方をどのようにしたらやっていけるのかということを一方では、少し懸念するところがあるわけでございます。

この食料の振興、農業の振興、農村の振興、これは教育のところでは食育の問題も絡んでいくと思っておりますけれども、先ほど農林行政審議会のところでという話もございま

したけれども、具体的に各課の担当の窓口はどういうことになりますでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 農業振興課長。

○農業振興課長（岩下 孝君） 私どもが今、策定中の基本計画については、総合的には農業振興課が主管でありまして、その中を農業関係団体、組織検討もあります。既に農振連絡会等もつくっておりますが、そういう関係機関との調整をしながら、具体的には新年度になりまして、そういう計画の中身の部分についても早期にすべきもの、また中長期的に考えるもの、そういうものをきちっと整理をしながら、一つ一つその協議会の中で詰めていきたい。

基本的には、担当課でまずは整理をして、事業を整理して具体的な施策の整理をまずやっていくということで、計画は10年後の指針を示しておりますので、それがすぐ新年度から全部スタートするという話ではありませんが、最善を尽くして事業を実施に向けて具体的な検討をやっていくという考えであります。

○議長（柴田裕隆君） 2番師岡愛美議員。

○2番（師岡愛美君） それでは、策定に当たって一括して、所管課としては農業振興課が担当されるということによろしいわけですか。はい、わかりました。

審議会の委員の名簿、これは16名の委員さんがいらっしゃいまして、オブザーバーとかを含めると21名ということになっております。女性の代表の方が3名ここに入っているわけですがけれども、今、説明をいただきました基本計画検討委員会、これを見て見ますと、残念ながら6名の委員さんに、アドバイザー含めても、1名も女性が入っていないというところが、大変に私は残念に思うところでございますけれども、これはいかがでしょうか。今からでも計画策定委員、女性を入れるということはお考えはどうでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 農業振興課長。

○農業振興課長（岩下 孝君） 既に、計画策定につきましては、これまでずっと計画検討委員会ということで、職員レベルでやってきました。その計画検討委員会については、計画策定が終了すれば、検討委員会はなくしていきたいと。今後、新たに農振連絡会等の組織がありますので、その中でやっていきたいというふうに思っております。

女性の登用ということでございますが農林行政審議会は、先ほど議員が言われましたように、委員16名中の中に3名の女性の委員がおられるということで、数的には2割という状況であります。今後、計画検討委員会のことについては、一応年度で終了して、新たな中で女性登用ということであれば、それも十分努めていきたいというふうに思っております。

○議長（柴田裕隆君） 2番師岡愛美議員。

○2番（師岡愛美君） 説明については伺いましたけれども、私は農業の担い手、半分以上が女性だという現場の実態もあるわけです。やはり女性の視点をすべての政策に入れ

込んでいくということは、非常に大事なことではないかというふうに思っております。2つ目の質問項目に、女性の参画問題について準備をさせていただいておりますので、この辺で終わりにしたいとは思いますが、この農業の振興ということに関して、市長の施政方針演説にもございました。そしてまた、きのうの一般質問の中でも、さまざまな角度から女性の参画問題が議論されました。具体的に現場の声をつくられたものに乗せていく、そういった意見の反映、こういうのをきめ細かにしていくということは、行政とそして市民、この一体的な推進という視点からは、非常に重要なことではないかというふうに思っておりますので、改めて、私のほうから意見として申し上げておきたいと思っております。

ところで市長、施政方針の中でもこの条例は、私は今年度の大きな政策項目というふうにとらえておりました。予算の関係について、さきに質問も既にごさいましたけれども、この条例推進に向けての予算が、特別にこれは入っているのかなと私は受けとめて、見せていただいたわけですが、見当たりませんでした。この辺について、市長のお考えをちょっと伺っておきたいと思っております。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） いわゆる条例を制定いたしまして現在、その計画、それに基づいた計画というものを今月中にまとめ上げて、また議会の皆様方にもお示しした上で作成するわけですが、それについての予算ということですが、実は、見当たらないという話でしたが、新規に2本ぐらい今。具体的な内容については後、課長の方からも、担当者から、もし必要であれば申し上げますが、2本。

ただ計画が、今つくっている途中です。ですから、これは一応10年間という形になってはおりますけれども、例えば今年度中にでもその計画に基づいて——今年度じゃない、来年度です。23年度中にもやらなきゃならん、あるいはやれるものがあれば、また議会の皆様にお諮りして、補正でもやりたいというふうに考えております。当面は、そういうことで、新規で2本ということをつけさせていただいております。

○議長（柴田裕隆君） 農業振興課長。

○農業振興課長（岩下 孝君） 担当課のほうから、予算審議もありますが、新年度の中に（発言する者あり）はい、産地収益向上対策事業ということで、新たに創設をして、事業に取り組もうということでしております。

○議長（柴田裕隆君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（平田純慈君） 耕作放棄対策事業としての要望を来年度上げております。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 2番師岡愛美議員。

○2番（師岡愛美君） 市長のほうから、今年度中にも、補正を組んででも実行に移せるものは移していくという回答をいただきましたので、私も安心をいたしました。また、予

算委員会の中でも少し質疑ができるというふうに思っておりますので、その辺にゆだねたいと思っております。

ともかくすばらしい条例が策定されたわけですから、私は、やっぱり絵にかいたもちにならない条例ということをはげめて、双方で力を合わせてやっていきたいと思っておりますことを申し上げて、次に進めてまいりたいと思っております。

2点目の質問でございますけれども、朝倉市男女共同参画推進計画、これはもう既にお2人の方から一般質問がなされました。私の質問したいことと重複していることも多かったわけですが、これは施政方針の市長の重点施策としても掲げられておりました。この条例推進に関心を持って、目標を達成を望む市民との乖離は、しかしながら私は、ちょっと大きかったのではないかなというふうに思っております。

この平成21年度分の事業点検評価報告書の評価についてですけれども、25.4%でしたか、これぐらいの比率であると御回答をいただきました。しかし、目標はあと1年で35%という目標があるわけがございます。このスピードをやっぱり加速させる、底上げを図るという政策が必要ではないかというふうに思っております。

この辺について何か改めて、ことし改めて推進計画をつくるということにはなっておりますけれども、回答をされた点もあるかと思っておりますけれども、もしポイント的に、どの辺に重点を置いて推進計画の検討に当たるといふものがあれば、お伺いしておきたいと思っております。

○議長（柴田裕隆君） 企画政策課長。

○企画政策課長（高良恵一君） 先ほどの議員の御質問でございますが、昨日も申し上げましたように、目標数値としましては35%の審議会の女性登用率ということで、現在が25.3%でございますので、来年度についての目標達成は非常に難しいというところでございます。

で、具体的に審議会の委員構成なりを見ますときに、やはり充て職というところの委員で構成されてる部分も多々ございます。この目標数値の設定のあり方について再度、じゃあ各審議会で充て職以外で確保ができる委員さんがどういうふうのがあるのか、あるいは公募枠をどうとるのか、そういうものを積み上げて、具体的な目標数値というものについては、新年度の計画の、新しい計画の中で再度、調査研究する必要があるかと思っております。

一方で、この25.3%を高めていくというような仕組みについては、各審議会の改選時期についてはきっちり各課のほうにも話をして、1人でも多く女性の委員さんを確保できるような取り組みの協力依頼、指導、協議をしていくとともに、昨日も申し上げましたような人材リスト、女性の登用の人材リストというものについても、多くの方にこの中に登録をしていただけるというような取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（柴田裕隆君） 2番師岡愛美議員。

○2番（師岡愛美君） これは1999年に、国の基本法が制定をされました。21世紀の最重要課題というふうに位置づけられて、11年が経過をしております。各県や基礎自治体のほうでも、この条例に基づいてさまざまな取り組みがなされておまして、国のほうでは既に第3次の計画が策定されているというふうに、私は理解をしているところでございます。

ただ、この朝倉市において、やはりこういった施策の推進、行政トップであります市長の旗振りといいますか、思い、こういったものが非常に推進力には影響をしていくというふうに思っているわけでございます。そこも含めまして、森田市長、私は自分たちで学習などをやっております団体とのやりとりの場でも、森田市長のお考え方を聞く機会がございましたけれども、改めて、この場でこの市の条例推進に向けた市長の決意をお聞きしたいと思っております。

と申しますのは、重点施策にきちんと書き込まれておりましたので、私は大変期待感を持ってこの書類を読ませていただいたところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） いわゆる男女共同参画ということについての新しい計画を策定する場合についての決意を述べよということであります。

師岡議員とは何度かそういった集まりでお話をさせていただきました。私は、市長に立候補するにあたって、この朝倉市を親と子と孫と一緒に住める地域をつくりたい、にしたいということで立候補させていただきまして、市民の皆さん、多くの皆さん方の御賛同をいただき、市長に就任をさせていただいております。そういった中で、じゃあ今から先の朝倉市、そういった朝倉市をつくるために、やっぱりどうしても女性の力といいますか、能力といったものを多めに活用していただくということがあって、初めてそういった地域がつかれるのかなと。その点でいいますと、残念ながら今年度までの23年度まで、来年度までの計画でありますけれども、第1期の計画については現時点で考えますと35%、いわゆる審議会の割合にしても達成は相当難しいだろうというふうに判断をしております。

そこで、それ以降、24年度以降の計画については、もう少しなぜ達成できなかったか、いろんな面から分析をさせていただいて、達成のできるような、別に目標を低くする、おくというわけじゃなくて、本当に達成のできるような内容も含めて、仕様も含めて計画をぜひつくりたいというふうに考えております。ですので、その節には御協力をよろしくお願い申し上げたというふうに思います。

○議長（柴田裕隆君） 2番師岡愛美議員。

○2番（師岡愛美君） 森田市長は、もう無くなりましたけれども、3年間市民大学、チャレンジ大学が開催されてまいりましたけれども、その学長でもいらっしゃったわけです。前市長のほうの任期が長くて、大体もう終わりに近づくところで、学長としての役割を果たしていただいたわけでございますが、その中に1つ、男女共同参画ゼミというのが

ございました。そこで、行政のほうにも協力をお願いしながら、市内全区の区長さん方にアンケート調査をお願いをしたところでございます。209行政区があるわけですが、ただ1区だけ、残念ながら未記入の提出でございましたけれども、あとの区に関しましては、すべて回答をいただいたという調査結果でございました。少し紹介してまいりたいと思っておりますけれども、女性の三役は4名しかいらっしゃらなかったわけでありまして、これは、区長ではなくて副区長ということ。それから選出の方法を伺いましたら、役員選出は性別で固定されており、男でやっているんだということと、それから一応形としては推薦とか、順番というところが多く出されておりました。地域別については申し上げないことにしておきたいと思っております。

それから、そういう状況の中で今後、女性役員の登用を考えますかということに関しましては、ほぼ「考える」「考えない」というのが拮抗しておりました。

それから、自由記入欄にも記載をたくさんにいただいておりますが、前向きにとらえていらっしゃる区長は「これは、全市として各団体でも女性登用の一斉運動をやるべきである」というふうに書いていただいている方もいらっしゃいました。そして、「やはり登用にあたっては、女性の皆さんとの話し合いが要るのではないか」という記載もございます。そして、「男性と女性のどちらともこれは協議をして進めていかなければならない」という表記のグループの方は、「やはり男性が優先になっている。女性は積極的に役員になる人が少ない」ということ。それから、「こういうことはまず各区で意見を出して、話し合っていかなければならないんじゃないか」ということでありますとか、「区の役員は男社会という誤解もある」という記入ですとか、「女性自身の気構えも足りません」というふうな記載もございました。

一般的には、三役は順番制であり、女性を含めると選出が難しくなると。しかし、戸数や人数の減少が進むことから、三役に限らず、女性の選出が必要だと考えているということもございました。

そして、やはり意識の改革も含めて、私は市長に旗を振っていただきたいということに関しましては、「区内の運営は男性のほうがよい」というふうに記載された方もいらっしゃいます。そして、「女性の考えは先の見通しが極めて浅い。」それから、「世帯主からの選出である」「女性の方は女性代表でお願いしたい。」こういったところが自由記入として記載されている内容のあらましでございます。

こういった状況も含めまして、私は、やっぱり区長会や公民館長会、いろんな各種団体、特に地域を中心的に構成しております各団体の皆様にこの男女共同参画基本条例の問題について、認識、理解を深めていただきながら、この地域づくりを進めていく必要が極めて重要だと思っているわけでございます。

そういうことも含めてでございますけれども、この条例の中にもございますが、補助金交付団体、こういったところに関しまして、どのようにこの男女共同参画の問題について



働きかけをされているのか。もし、働きかけが現在なされていないということであれば、例えばアンケートの調査をしていただく、こういったことについてお考えをちょっと伺いたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 企画政策課長。

○企画政策課長（高良恵一君） 議員おっしゃいますとおり、男女共同参画条例の中に補助金を受けてる受給団体については、学習の機会を持つように努めなければならない、いわゆる努力義務がございます。そういうことで、学習の機会と申しますのは、その団体自らそういう学習の機会を自分たちで持つというのとあわせて、例えば市が主催をするといったところに参加をするということについても、学習の機会を持つことになるというふうな理解をしております。そういう意味で、各種いろんな講演会があるときには、区会長会とか、農業委員会、そういった各種の団体、そういうところに文書なりでお願いに行ったり、あるいは企業等につきましては、従業員が50人以上の事務所については、職員が直接出向きましてそういった研修会の案内というものをしていたということでございます。

○議長（柴田裕隆君） 2番師岡愛美議員。

○2番（師岡愛美君） そういう働きかけがなされているというのは、これまでの一般質問の中でも伺い知ることができたわけでございます。より積極的にという立場から、私は森田市長、ごあいさつの機会も多いかというふうに思っております。ごあいさつの機会に、ぜひこのことに触れていただきたく、必ずといっていいくらい触れていただくということはいかがでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 極力そういうふうに努めてさせていただきたいというふうに思ってます。

○議長（柴田裕隆君） 2番師岡愛美議員。

○2番（師岡愛美君） ありがとうございます。あらゆる場で、やっぱりこういうふうに市の姿勢として、こういうことを推進していくんだということがわかるためには、相当にやっぱり言っていただくということが大事だろうというふうに思っております。前市長もあるごあいさつの中で、私の顔を見られてではないと思いますけれども、この場でも女性の方々がたくさん活躍しておいででございますというごあいさつをいただきますと、女性の皆さん方が非常に元気になる。ますますやろうというふうな気持ちになるということも含めまして、市長、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それから、公民館という活動の中では、具体的には女性の皆さん方の力、役割の発揮が非常に大きいというふうに私は思っておりますけれども、公民館長会議を招集されております担当課としては、どうでしょうか、この公民館活動の中に学習の機会を設けていただくというふうなことは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（秋穂修實君） 男女共同参画社会の実現に向けましては、朝倉市についても非常に重要な課題であり、生涯学習課としても、その実現のための推進体制の充実といった意味では十分認識しております。

また、22年度より市内の12の公民館と4カ所のコミュニティの中で、公民館施設等を拠点としまして地域コミュニティの推進を現在展開しているところであります。お尋ねの公民館活動の中に、男女共同参画に関する学習会をということですが、これにつきましては、主管課からの事業展開はもちろんのことですが、生涯学習課としまして、各地区にこのような学習会を開催していただくよう働きたいと考えております。

またそれから、先ほどお尋ねの月に1回現在開催しております公民館長、コミュニティ事務局会の中でも、館長さん方に対しての学習会の開催の活動も当然でございますし、主管課からこの会合へ直接出向き依頼することもよいと考えます。

また、公民館及びコミュニティへの役職等の選考依頼を行う場合も、現代的課題でありますこの件につきましては、十分考慮した役員選考をお願いしているところでございます。ちなみに、現在12の公民館と4カ所のコミュニティの中で、それに従事されてます公民館職員並びにコミュニティ職員の男女の比率ですが、公民館長、主事、主事補、コミュニティ事務局長、事務局員、合わせまして62名おります。

その中で、男性が27名、女性が35名、パーセンテージにしますと女性が56.5%ということで、かなりの部分、女性の方が担ってあります。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 2番師岡愛美議員。

○2番（師岡愛美君） かなりの比率で女性がいるというふうなお話でございましたけれども、やはりトップの判断をするというところについては、なぜかいないということなんですね。頭は男性、そして手足のところは女性という役割になっているのが、今の実態ではないかというふうに思っております。くどくなりますけれども、その辺のところも含めて、きめ細かにこれは推進をしていく。そして、ある意味では多少しほりをかけながらもやらないと、この問題は進まないというふうに私は思っております。

そういう意味でも、やはりことしの年間行事の中に入っているかどうか具体的なチェックでありますとか、きのうの一般質問の中でも審議会等の参画、これは専門家でありますとか、選出基準といいますか、そこに対して極めて難しいという回答もございましたけれども、私は、物事は必ずしも専門家ばかりではなく、中には第三者的な目線で物事をとらえると、そしてつくり上げていくということも必要なんではないかというふうに思っております。そういうふうな工夫を私は、この女性の参画というところについては、対策をしていただきたいというふうに思っております。

ある行政の首長さんは、承認をする決裁の時点で、今回は女性をと思っている委員会については、決裁を差し戻すというふうなことまでやって、その比率を上げているというと

ころがあることも承知をしております。それほどまで、やっぱり目配せといいますか、実際のことをやらないと進んでいかない問題であろうと思っております。

森田市長に、本当はそのところの決意も含めて聞きたいところでございますけれども、今回は回答はいただかないということにしておきたいと思っております。気持ちについては十分くみとっていただけたらと思っております。したがって、この問題で私が申し上げたいのは、いろんなところに手を挙げられるような条件はあるんだよというふうにおっしゃるわけです。しかしながら、一つ一つを見ていきますと、順番制であれば、世帯主であるとか、男性だけとか、多いにやってくださいと言われるんです。しかし、そういうふうな環境になっていない。それから、選出区分の中にそういう女性が入りにくいものがある。こういったことが本当にたくさんあるわけでございます。

その辺のところを一つ一つ細かくチェックをしながら、底上げを図っていく対策をぜひ担当課のほうとしてもやっていただきたいと思いますし、森田市長も最重要課題に込められている意味、これはもう百も承知だというふうに思っておりますので、これをよろしくお願いしたいと思っております。

それから、3点目に準備しております通告書に移らせていただきます。

重点施策でも、地方分権時代に対応した新しい朝倉づくりについてということが触れられておりました。市民が利用しやすい市役所づくりということについて記載されておりますけれども、私はワンストップサービスも大変重要だというふうに思っておりますけれども、最も基本的なことを考えてみますと、やはりこれまでも出ておりました。職員の皆さん方の市民に対する意識ということが重要ではないかと思っております。

この辺のところについて、職員の皆さんの接遇研修といいますか、そういったことはどのように行われておりますでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（前田祐二君） 職員の接遇についてということでございますけれども、新規採用の職員につきましては、大野城にございます職員研修所での接遇研修、あるいは窓口を担当しております市の職員が講師となりまして、内部研修などを実施しているところでございます。また、管理職につきましては、接遇指導者研修というものがございまして、それを受講させ、その受講してきた部分を部下への指導力の向上というふうなことで図っているところでございます。

また、全職員につきましては、平成21年度に接遇マニュアルというものを作成をいたしまして、各課に配付をし、それぞれの各課で、職場会議等などを通して研修をするようにしておるところでございます。

今後につきましても、接遇につきましては住民目線といいますか、視点に立った対応ができるような取り組みを行っていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） 2番師岡愛美議員。

○2番（師岡愛美君） 私は、12月議会でも、行政の組織機構でありますとか、幾つかのことについて一般質問させていただいたわけですが、いろいろな地域を歩いておりますと、声をかけられることが多くなりました。その方々から「職員は市役所に行ったっちゃあいさつもせんばい。」と「もう、大体どげん思うとるとやろうか」とかいろいろな声を聞くようになりました。

私は、きょうもですけども、議会にまいりますときに、自分から明るい元気な声であいさつをするように心がけております。職員の皆さんも、そういう方もいらっしゃいます。しかしながら、本当にお話で伺うように、見向きもせんばい、あいさつもせんばい、下向いて暗い表情ばいと、市役所の職員は元気がないという話を比較的多く伺うわけです。

この事について、接遇問題やまずは行政職員としての心構え、行政はサービス業である、こういったところが研修の中で本当にきちんと落とされて、そして職員の皆さんにもその気構えといいますか、落ちているんだろうかというふうに、私は考えたわけです。

副市長、市長、この事についてはどういうふうに御認識でしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 副市長。

○副市長（埴本 潔君） 職員のあいさつにつきましては、私を感じてるのは若干違ってはいますが、御指摘のように改善すべきところ、よりよくしていくべきところあると思います。当然きちんとあいさつをして、はつらつとした行政組織にしたいというふうに考えています。

市民からのいろいろな御指摘ございます。一方で、例えば私が着任して早々、災害がありましたけれども、夜中にでも職員が行って対応をしたと、非常にうれしかったというようなおほめの言葉もいただいています。ですから、いいことについてはさらに進めるように、悪いことについては改善すべきようにやっていきたいというふうに考えております。

職員の士気を挙げていくためには、行政課題を明確にして、その課題を解決する組織にしていくということが必要なんではないかということで、単なるサービスということにとどまらず、もっと踏み込んで、仕事に生きがいを持てると思いますか、そういった組織にしていきたいというふうに考えてます。

○議長（柴田裕隆君） 2番師岡愛美議員。

○2番（師岡愛美君） おっしゃるとおりだと思います。私も、比較的私が出会う方々についてはごあいさつをいただきますから、「えっ」というような感じになることがあります。しかし、「いや、そうでもないんじゃないでしょうか。」というふうに返しますと、「それは、あんたが議員だから向こうがあいさつするとじゃろう。」というふうに返されるわけですね。だから、人を見てあいさつしよるんじゃないかということをその方はおっしゃりたいんだというふうに思っております。

それ以降、私も気をつけていろいろ廊下を通るときなんか気をつけているわけですが

れども、やはり元気がない、暗いという印象はあるわけです。ですから、本当に明るく声をかけてくださる、実践していらっしゃる職員の皆さんには大変心外な話だとは思いますが、やはりこれは周知徹底が必要ではないかというふうに思っております。

そして、ただいま副市長が答弁されました職員の意識改革やそれから行政施策の方向性、こういったものが共通認識にならないと、仕事への生きがい、こういったことも生まれなと思いますので、早急にそういった組織の機構や施策の方向性について、やはり進めていただくことは大事ではないかと思っております。

さきの12月議会で私は、職員提案制度について何件ぐらいございましたかという質問をさせていただきました。副市長から「なかった。」という答弁をいただいたというふうに思っておりますが、この私の一般質問を多分お聞きになった方だろうと思っておりますけれども、「実はあったんです。」と、私のほうにお話がありました。事実はいかがなんでしょうか、お尋ねします。

○議長（柴田裕隆君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） 平成22年度については、職員提案制度……。当初どういうふうに職員の方に提示したのかというのにはありますけれども、最終的には休止をしておるということで、職員の方に出してくださいと、例年どおり声をかけた段階で、一たん出てきたということではないかと。ただ、最終的には委員長であります私のところには上がってきておりません。

1つには、議会の皆さんにも一度御説明したことがありますけれども、現在の職員提案制度では、いわゆる何と申しますか、きちんと出てくるような形になってないんじゃないかと、もう少し、例えば行政課題を課題設定しまして、それに対してグループで出すとか、あるいは自由に提案する場合にも、簡単な階段をできるだけ使いましょうとか、コピーの裏紙を使いましょうとか、そういった事務改善よりもっと簡単にできるようなことを含めてやるかとか、いろんなやり方がありますので、どのようなやり方がいいのか、22年度に検討しておると。で、23年度からより実効性のある職員提案制度に変えていきたいということで、22年度は休止しておるというふうに人事当局からも報告を受けております。

○議長（柴田裕隆君） 2番師岡愛美議員。

○2番（師岡愛美君） 私は、この間いろんな職員の方との話も伺う機会もあったわけですが、そういった例えば改革しようという方向性についての思い、これが伝わり切れているのかという感じがするところがございます。大変失礼ながら、県から副市長おいでいただいておりますけれども、県庁の方式を基礎自治体に持ち込まれようとしているのではないかというふうな話も聞くことがございました。

非常に職員の皆さんも、合併した朝倉市の地域づくりについては、定数削減が進む中で一生懸命にやられてるという状況がございます。本当は、職員提案どころではないという実態もあろうかとは思いますが、ここは一丸となって乗り切るということが大事だ

というふうに思っております。

気持ちが伝わるこの行政の仕組み、私は大変失礼を申し上げているとは思いますが、ぜひ市長なり副市長のリーダーシップのもとに進めていただきたいというふうに思っております。私は、この気持ち合わせがないと、何をやってもどこかで行き詰ったり進みにくいという状況があるかと思っておりますので、丁寧にこの辺のところはお願いをしておきたいというふうに思っております。

市長がにっこりされましたけれども、市長、私は本当にいろんな角度から見ましても、やはり人を動かす、組織を動かす、ことについてはやっぱりトップダウンでいい部分と、それからボトムアップでやらなきゃいけない部分と、いろいろなものがあるというふうに思っております。この朝倉市を思うがゆえに皆さん何とかしたいということは強いと思いますので、その辺の気持ちを大事にさせていただくことをお願いしておきたいと思っております。

そして、最後に私は申し上げておきたいと思いますが、きのうの一般質問でもう答えられましたけれども、この森田市長の本格的な予算議会だということで、多くの市民の皆さんも注目をしております。そして、私も今回の施政方針に注目をしているところでございます。

「改革は緩やかに」ではない時代だというふうに思っておりますので、もっとスピード感を持って、やはりトップの判断がなければ物事が進まないということがあるわけでございます。私、緊張しております、この一番最初の質問のところで、農業の基本条例、これを進めるにあたって朝農の跡地問題、ここと何か連携した推進ということを考えていらっしゃるのかどうか、これを聞きそびれてしまいました。この件について、市長のほうからお考えを伺いたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） いわゆる計画と関連して、朝倉農業高校の跡地を何か考えておられるのかという御質問であります。御存じのように、朝倉農業高校の跡地につきましては、いわゆる校友会の用地につきましては、校友会の皆さん方の御好意で朝倉市が寄贈いただいたと。あと残る、面積では半分ですけども、県有地について今、県と交渉をしている段階であるということでもあります。

残念ながら、活用計画という随分前につくられたものありますけれども、この約1年間については、それまでの前段整理をするので手いっぱいということもございまして、あそこの土地についての具体的な活用方法についてはまだ、今からいわゆる庁内の検討委員会を中心として検討をしていく。議会にも御報告申し上げましたように、23年度の早いうち——早いうちと申しましても半分、前期ぐらいには県とも何とかお話ができて、県有地についても県から譲り受けることができるんじゃないだろうか、そういう状況になりましたので、早速、今検討委員会いいまして、実質的な、実際的な活用の方法について検討に

入りましょうという段階でございますので、今言われましたような、いわゆる具体的にあれを、あの土地をこの農業振興、あるいは計画の中身とリンクした形での活用というものについては、まだ確たるものはございません。

ただ、そういったことも含めた中で、活用というものを今後検討していかなきゃいかん、実質ものにしていかなきゃならん。そして、もう1つありますのは、校友会の用地を寄贈していただくにあたっての校友会の皆さん方の思いもでございますので、そこらあたりも含めて、今後検討をしまいるというのが、現在の段階であります。

○議長（柴田裕隆君） 2番師岡愛美議員。

○2番（師岡愛美君） 今後検討をする。それから、県有地取得に向けて、8月までのスケジュールなどは私どもも伺っております。市民の皆さんからすれば、もう2年もたつたと。大体いつまで待たせるのかという跡地対策に関して関心のある方々からは、そういうふうな思いを持って見られているわけでございます。そういうことも含めて、市長、やっぱりあの跡地についてはどのような方向でやるんだと、検討もこういう方向性で検討してほしいと私はリーダーシップ発揮していただいて、そのスピードを速めていただきたいというふうに申し上げておきたいというふうに思っております。

時間がなくなりました。終わらせていただきますけれども、この間、やはり皆さん方の思いも含めて、きのうもございましたけれども、市長のリーダーシップ、しっかりと発揮をしながら、方向性の旗を明確に掲げて、この全庁的な取り組み対策となるようお願いをしたいと思います。

それから、朝農跡地問題等につきましては、公聴会、こういったものも検討をしていただきまして、幅広く市民の皆さんの意見も聞いていただく場を設けていただきたいと思っております。庁内推進会議で今後詰めるということですが、やはり外からの知恵ももらうということが、これからの改革については非常に大きな要素だというふうに思っておりますので、最後にこのことを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柴田裕隆君） 2番師岡愛美議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午前10時58分休憩